

船舶事故等調査報告書

平成25年7月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012函第45号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年9月6日 09時45分ごろ
発生場所	北海道根室市花咲港南防波堤 根室市所在の花咲灯台から真方位285° 1,100m付近 (概位 北緯43° 16.9′ 東経145° 34.5′)
事故等調査の経過	平成24年9月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 ^{だいいちまるじゅうはちごう} 大一丸拾八號、185トン 136612、第一水産株式会社 B 漁船 ^{ちようよう} 第七朝洋丸、156トン 126674、丸美水産株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海） B 船長B、四級海技士（航海） 機関長B、四級海技士（機関） 操機長B
死傷者等	なし
損傷	A 船尾部に破口 B 球状船首部に凹損
事故等の経過	A船は、船長Aほか16人が乗り組み、花咲港南防波堤に係留中、 B船は、船長B、機関長B及び操機長Bほか14人が乗り組み、A船の船尾方の同防波堤に着岸するためにA船の船尾方から接近中、平成24年9月6日09時45分ごろ、船長Bが後進翼角の合図をしたが、前進翼角となり、B船の球状船首部とA船の船尾ほぼ中央部が衝突した。 B船は、自力でA船の船尾方の花咲港南防波堤に着岸した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1 海象：波高 約50cm
その他の事項	A船は、衝突するまでB船に気付いていなかった。 A船は、船尾に設置された燃料タンクから燃料油が流出したが、オイルフェンスで拡散を防止し、吸着剤で回収された。 B船は、操業中、可変ピッチプロペラの遠隔翼角制御装置が故障したことから、翼角の制御を操舵室で操船中の船長Bが行うテレグラフのベルの合図により、騒音の激しい機関室で同合図を聞いた操機長Bが指の合図に変えて機側に配置していた機関長Bに伝え、機関長Bが

	<p>翼角を手動で操作するという方法で行っていた。</p> <p>B船は、花咲港において、可変ピッチプロペラの遠隔翼角制御装置の修理を行う予定であった。</p> <p>船長Bは、手動の翼角制御で着岸できると思い、漁業協同組合に可変ピッチプロペラの遠隔翼角制御装置の故障に関する連絡をしていなかった。</p> <p>A船及びB船は、共に漁業協同組合から着岸場所の指定を受けていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B あり A なし、B あり A なし、B なし</p> <p>A船は、花咲港の花咲港南防波堤に係留中、同防波堤に着岸作業中のB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、花咲港南防波堤に着岸作業中、A船の船尾方に至ったとき、船長Bが操舵室から行きあしを止めるつもりで後進翼角の合図をしたが、機関室の乗組員が同合図を間違えて前進翼角にしたことから、行きあしを制御できず、A船と衝突した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、花咲港において、A船が花咲港南防波堤に係留中、B船が同防波堤に着岸作業中、B船が、後進翼角の合図を間違えて前進翼角にしたため、行きあしを制御できず、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可変ピッチプロペラの遠隔翼角制御装置が故障した状態で着岸作業をする場合は、タグボートを使用して操船の補助に当たらせること。 ・航行中に遠隔翼角制御装置が故障した場合、安全な海域で錨泊等を行って修理を行うこと。また、復旧困難な場合は、その旨を関係者に連絡し、支援を仰ぐこと。